

所得税の確定申告をした方は、原則として市民税・県民税の申告は必要ありません。申告期間中は同課(本庁舎2階)での受付相談はできません。

市民税課 ☎224-5640

☎226-2540

申告に必要な物

申告には次の物が必要です。準備の上、申告会場にお越しください。各種控除に必要な書類等は14ページをご確認ください。

- ①市民税・県民税申告書
- ②収入が分かる物(令和3年分の源泉徴収票、支払調書 など)
- ③マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類
- * マイナンバーカードであれば番号確認と身元確認が1枚で可能です。
- * 扶養親族がいる方は、その方のマイナンバーの記入が必要です。



申告会場は大変混みあうため便利な **郵送申告** でご提出を!

接触を防ぐ
ためにも

市民税・県民税申告書に次の事項を記入し、右の提出書類を添えて3月15日(火)(必着)までに〒350-8601川越市役所市民税課に提出してください。なお、郵送での申告は1月から受け付けています。

- * 申告書および提出書類は一つの封筒にまとめて郵送してください。
- * 提出書類等は返却できません。

必ず記入が必要な箇所

- 住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号(マイナンバー)

該当する控除がある場合に記入が必要な箇所

- 本人の事項(寡婦・ひとり親・勤労学生・障害者控除に該当する方)
- 扶養している配偶者の内容
- 扶養している16歳以上の方の内容
- 扶養している16歳未満の方の内容
- * 源泉徴収票に扶養している方の氏名や人数の記載があっても、申告書に記載がない場合は、控除が受けられませんので、ご注意ください。
- * 昨年中収入がなかった方は、申告書裏面の記入欄も記入してください。

提出書類

- 必須の物 = 上記「申告に必要な物」の①②③(②はコピーでも可。③はコピーのみ可。ただし、マイナンバーカードは必ず両面をコピーしてください)
- 該当する方が必要な物 = 14ページにある「各種控除に必要な書類等」をご確認ください。各書類はコピーでも可

上場株式等に係る譲渡所得および配当所得等の市民税・県民税の課税方法について

上場株式に係る譲渡所得および配当所得等について、所得税と異なる課税方法の選択を希望する場合は、「市民税・県民税特定配当等・特定株式等譲渡所得金額課税方式選択申告書」の提出が必要になる場合があります。同申告書は市ホームページからダウンロードするか、同課(本庁舎2階)にて配布しています。



令和4年度の市民税・県民税の申告受け付けが始まります

申告期間

2月9日(水)～3月15日(火)



受付時間

午前9時～午後3時
(2月12日(土)は午前9時～11時30分)

同申告書と手引きは、1月中旬以降に同課・市民センター・高階南公民館・伊勢原公民館・霞ヶ関西公民館・川越駅西口連絡所・メルト・ジョイフルで配布します(市ホームページからもダウンロード可)。

市民税・県民税の申告が必要な方

令和4年1月1日(祝)に市内に住所があり、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

なお、確定申告については14ページでお知らせしています。

- 所得税の確定申告が不要な方で、給与所得や公的年金等に係る所得以外に所得がある方
- 所得税の確定申告が不要な方のうち、市民税・県民税のみ各種控除を追加で申告する方
- 勤務先から川越市役所に給与支払報告書が提出されない方(不明な方は勤務先にご確認ください)

申告期限について

申告期限は3月15日(火)です。期限を過ぎて申告すると、令和4年度市民税・県民税の納付回数が減るため、一回あたりの納付額が高くなる場合があります。また、令和4年度課税所得証明書の交付申請をされてもすぐに交付できない場合があります。

各会場の受付相談日程

(受付時間は午前9時～午後3時。2月12日(土)のみ午前9時～11時30分)

各会場は例年、大変混みあいます。感染症対策のためにも、できる限り郵送申告をご利用ください。

- 会場へは、マスクを着用してお越しください
- 体調が良くない場合は、来場をお控えください。会場の入り口で検温を行います

日時	会場	予想混雑状況
2月	9日(水)	B
	10日(木)	B
	12日(土)	B
	14日(月)	B
	15日(火)	C
	16日(水)	A
	17日(木)	B
	18日(金)	B
	21日(月)	A
	22日(火)	B
	24日(木)	A
	25日(金)	B
	28日(月)	A

日時	会場	予想混雑状況	
3月	1日(火)	伊勢原公民館	A
	2日(水)	メルト	A
	3日(木)		B
	4日(金)		C
	7日(月)	市役所本庁舎7階	B
	8日(火)		B
	9日(水)		B
	10日(木)		B
	11日(金)		C
	14日(月)		C
	15日(火)		B

* 予想混雑状況は混雑度が高い順に A・B・Cとなっています。

- * 営業所得、農業所得、不動産所得を含む収支関係の確定申告は、収支内訳書が作成できている場合のみ受け付けます。
- * 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)や雑損控除を伴う申告や青色申告などは、川越税務署での申告をお願いします。

各種控除に必要な書類等

下記以外の控除について詳しくは、市民税課 ☎224-5640 ☎226-2540または、川越税務署 ☎235-9411(ガイダンスの後に「0」を選択)にお尋ねください。

控除名	必要書類等
雑損控除	①被害を受けた資産の明細(資産の内容・取得時期・取得価格)の分かる物 ②被害に関連して支出(消毒・除去・修繕費用等)がある場合は、その金額が分かる物(請求書、領収書等) ③保険金等で補てんされた金額が分かる物(保険金の支払い通知書等) ④「被災証明書」または「り災証明書」 ⑤作成済みの「雑損控除の計算書」
医療費控除 *医療費控除を受ける場合は、医療費控除の特例を適用できません。	医療費控除の明細書(医療を受けた人、続柄、病院・薬局などの支払先の名称、医療費の区分、支払った医療費の金額、支払った医療費のうち保険金などで補てんされる金額を記入) 証明書があれば控除対象となるもの (例) おむつ代購入費…おむつ使用証明書 ストマ用装具購入費…ストマ用装具使用証明書
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) *医療費控除の特例を受ける場合は、通常の医療費控除を適用できません。	セルフメディケーション税制による医療費控除の明細書(薬局などの支払先の名称、医療品の名称、支払った金額、支払った金額のうち保険金などで補てんされる金額を記入)
社会保険料控除	令和3年中に支払った社会保険料の領収書(健康保険・介護保険・国民年金・任意継続保険の領収書、支払いの証明書等)
生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
障害者控除	障害者手帳または障害者控除対象者認定書(同認定書は令和3年12月31日現在、障害者手帳等の交付を受けていない要介護1から5に認定されている方が対象です)
寄附金控除	寄附金の受領証または寄附したことの証明書 指定行事証明書および払戻請求権放棄証明書(指定イベントのチケット払い戻し)

確定申告

川越税務署(申告相談窓口) ☎235-9411
*ガイダンスの後に「0」を選択してください。

川越税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。来場される際は、駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。なお、確定申告会場での混雑緩和を図るため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。



入場整理券は、当日会場で配付しますが、入場整理券の配付が終了した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、予めご了承ください。また、オンライン(LINE)による入場整理券の事前の発行もあります。詳しくは、国税庁ホームページにてご確認ください。

開設日程…2月1日(火)～3月15日(火)(土・日曜日、祝・休日は除く。2月20日(日)・27日(日)に限り開場します)

受付時間…午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時から。提出は午後5時まで)

無料還付申告相談会(関東信越税理士会川越支部)

所得税の還付申告についての無料相談会を実施します。相談は完全予約制となりますので、下記の問い合わせ先でご予約ください。

日時…2月6日(日)午前10時～午後3時30分

会場…南公民館

対象…次の①～③のいずれかに該当する方①給与所得者・年金受給者で収入600万円以下の方、②給与所得者で医療費控除を受ける方、③年の途中で就職・退職し年末調整の済んでいない方

問い合わせ…関東信越税理士会川越支部 ☎246-6188